



千葉労働動向

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043 (222) 7207 番

93.3.1 No. 3748

またもや強制配転者を再配転

ガマンにも限度がある

原職復帰帰にむけ、

スト体制構築案を

千葉支社は、夜間無人化を始めとした営業合理化に伴って、またも、動労千葉の強制配転者をたらい回しの再配転している。動労千葉は、二月十八日付の再配転に対し、運転職場への復帰、資格保持者の土職登用を求めて新たな申し入れを行ない、二月二十四日、団交が開かれた。

しかし、当局の回答は、またも「(運転職場への異動は、今後絶対にはない訳ではない)」「異動については社員の希望は把握しつつやる。しかし希望のみでやる訳ではない」等、言を左右にするのみであった。

労使の議論を 反古にする当局

言うまでもなく、営業関係への強制配転時に当局側が、組合や当事者に対し主張したことは次の二点であった。

- ①「運転職場に多くの余剰人員がいる以上は、どうしてもそのまま置いておくという訳にはいかない」
- ②「これからは、全員が一度は関連事業を経験してもらわなければならない」

だからこそ、現場長は、本人への配転通知に当たって、「先に行けば早く帰ってこれるのだからがんばってもらいたい」等と説得していたのである。しかしこの間、このような労使間での議論は、完全に反古にされ続けしてきた。

動労千葉の強制配転者は塩漬けにしたまま、この四年間に約四〇名ものJR東労組組合員が新たな運転士に登用されているのである。「運転に余剰人員がいる以上は仕方がない」と自ら語った以上、運転士登用の必要性が発生した場合、配転者を復帰させるのは当然のことである。しかも、「全員が関連事業を経験してもらう」などと言いながら、結局現状は、動労千葉の配転者がそのまま塩漬けにされているだけのことである。

開き直る当局 を許すな!

この日の団交でも、当局は、「当時、そのような主張をしたことは事実」と認めながら、恥知らずにも「社員の任用については就業規則に基づいて公正に

判断している。異動については会社の判断で行なう」とひらき直った。これ自身が明白な不当労働行為であることは明らかだ。しかし、ひらき直り続ける当局も、この日の団交では、最終的に「(運転職場への復帰問題について)真摯に受けとめ、あ

らゆる場で検討する」と回答せざるを得なくなった。永い者は、強制配転されてから七年が経つ。我慢というものにも限度がある! われわれは、ストライキをも辞さず闘いぬぐ決意である!

3/1 千葉以西(蘇我駅)ホ

ーム要員廃止弾劾

JR千葉支社は、三月一日、千葉以西(浅草橋)千葉間・蘇我)の駅のホーム要員廃止(ラッシュ時間帯以外)を強行した。二月一八日の管理駅制度導入(駅夜間無人化(千葉以西))に続く今次施策の強行によって、加速度的に安全が切り捨てられたのだ。

安全に解体される無制限

安全は無制限に解体するJRの姿勢を断固許さず闘い抜くことなしに、自らの命も、乗客の人命も守れるものではない! さらに反合・運転保安闘争を強化・拡大しなければならない!

86・2ホ二波スト公判

判決日きままる!!

8名の解雇撤回をかけた

三月一五日10時30分

千葉地裁に結集を!!